

鐘ヶ丘ホーム 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共成舎が運営する短期入所生活介護事業所および介護予防短期入所生活介護（以下、「事業所」という。）が行う短期入所生活介護の事業および介護予防生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の従業者（以下、「職員」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(短期入所生活介護の運営方針)

第2条 事業所の職員は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

第3条 介護予防短期入所生活介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 介護予防短期入所生活介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画のモニタリングを行い、その結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条

- (1) 名 称 鐘ヶ丘ホーム
- (2) 所 在 地 熊本県球磨郡あさぎり町上西字清水 835 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(兼務)

(2) 生活相談員 1名(兼務)

生活相談員は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。

(3) 介護職員及び看護職員 4名以上

介護職員及び看護職員は、短期入所生活介護(以下、「サービス」という。)の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講ずる。

(4) 医師 1名(非常勤)

医師は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講ずる。

(5) 栄養士 1名(兼務)

栄養士は、利用者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供に努める。

(6) 機能訓練指導員 1名(兼務)

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行なう。

(7) 調理員その他の従業員

その他の職員として調理員(兼務)を事業所の実情に応じた適当数を配置する。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は、12人とする。

(サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

(1) 入浴、排泄、食事等の介護

(2) その他の日常生活上の世話

(3) 相談・援助等の生活指導

(4) 機能訓練

2 事業者は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

ただし、食費、居住費については、利用者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」

の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。

- (1) 食事の提供に要した費用 朝食 400 円・昼食 545 円・夕食 500 円
- (2) 居住等に要した費用 915 円（日額）
- (3) その他の日常生活費
 - ・日常生活の身の回り品（歯ブラシ・化粧品等）
 - ・教養娯楽費として日常生活に必要なもの
 - ・健康管理費（医療費、医薬品費、インフルエンザ予防接種代等）
 - ・私物の洗濯代（外部のクリーニング店が行うもの）
 - ・理美容代
- (4) サービス提供とは関係ない費用
 - ・料金を掲示したもの以外に、利用者からの依頼により購入する日常生活品については、実費を徴収する。
- (5) 利用者の選定により、通常を送迎の実施地域以外の地域に対して行なう送迎に要する費用については、実施地域を越えた地点から片道 1 k m 当たり 15 円とする。

} (実費)

3 事業者は、前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（介護）

第 8 条 介護は、利用者の自律の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は基本的に利用者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

3 事業者は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、または清拭するものとする。

4 事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

5 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

6 事業者は、褥瘡の発生を予防するような適切な介護あるいは褥瘡をすでに形成している利用者に対しても適切な介護を行うものとする。

7 事業者は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容などの介護を適切に行うものとする。

（食事及びその提供）

第 9 条 食事については、常に利用者の身体的状況及び嗜好等をもとに、健康保持に必要な栄養を確保するものとする。

2 病気その他の理由により特別な食事を必要とする時は、特別食の調理を行うものとする。

- 3 食品の保持にあたっては、腐敗又は変質しないよう適当な措置を講じるものとする。
- 4 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
- 5 食事の提供は、利用者の自律の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂その他それに準じた場所で行うよう努めるものとする。
- 6 調理については、その実効を高めるため定期的に研究及び検討を行うものとする。
- 7 調理員は、毎月1回検便を受けるものとする。

(相談及び援助)

第10条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(機能訓練)

第11条 事業者は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第12条 利用者の健康管理については、常に身体的状況の把握に努め、異常と認めたときは、すみやかに適切な処理を行うものとする。

(教養・娯楽)

第13条 利用者の教養を深め娯楽に努めるための設備等を整備するものとする。
2 定期的にレクリエーション等を実施し、利用者の心豊かな生活の場となるよう努めるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第14条 事業者は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申し込み者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申し込み者の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第15条 事業者は、サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第16条 事業者は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(通常の見送の実施地域)

第17条 通常の見送の実施地域は、人吉市、五木村、あさぎり町、球磨村、相良村、多良木町、錦町、水上村、山江村、湯前町とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第18条 利用者は、サービスの提供を受ける際に次の事項について留意するものとする。

- (1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (2) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (3) その他管理者が定めたこと。

(心身の状況等の確認)

第19条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(サービスの開始及び終了)

第20条 利用期間中、継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めることとする。

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の取扱方針)

第21条 事業所が行うサービスは、次に掲げるところによるものとする。

- 1 サービスの提供にあたっては、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画に基き、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- 2 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 4 事業所は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限す

る行為を行わないものとする。身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録するものとする。

5 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第22条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

3 事業者は、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

4 事業者は、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画作成後、当該介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該介護計画の変更を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 事業所は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

2 正当な理由無しにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

3 偽りその他不整な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第24条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、介護員等の勤務体制を定めるものとする。

2 事業所は、介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第25条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 事業所は、前項にあげた事項のほか、以下のいずれの条件も満たす場合、定員を超えて静養室において短期入所生活介護を行うことができる。

- (1) 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めたものに対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合。
- (2) 当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合。

(衛生管理等)

第26条 利用者の使用する設備、食器等、又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

(感染症への対応)

第27条 事業者は、日頃から利用者の感染症への罹患を予防するために必要な対策を講じるものとする。また、万が一罹患が出た場合でも関係機関および家族への連絡・協力要請も含めた、感染が広がらないための適切な対応がとれるよう努めるものとする。

(身体拘束等)

第28条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第29条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(揭示)

第30条 事業所は、当該指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

(居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 事業所は、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させること等の対償として、金品その他の財産上の利益を給与してはならないものとする。

(苦情処理)

第32条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適応に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

2 事業所は、その提供したサービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問、若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第33条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第34条 職員はサービスの実施中に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が発生した時は、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を

速やかに行なうものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第34条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第35条 事業者は、非常災害に関する具体的（火災、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難、救出訓練を行なう。

(秘密保持)

第36条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をほかに漏らしてはならない。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(会計区分)

第37条 事業所は、指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第38条 施設は、施設サービス計画書等、サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から五年間保存するものとする。

(その他の運営に関する留意事項)

第39条 この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人共成舎と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

平成12年4月1日改定	平成12年4月1日施行
平成16年4月1日改定	平成16年4月1日施行
平成17年10月1日改定	平成17年10月1日施行
平成18年4月1日改定	平成18年4月1日施行
平成21年4月1日改定	平成21年4月1日施行
平成24年11月1日改定	平成24年11月1日施行
平成26年4月1日改定	平成26年4月1日施行
平成27年4月1日改定	平成27年4月1日施行
平成27年8月1日改定	平成27年8月1日施行
令和元年10月1日改定	令和元年10月1日施行
令和2年2月1日改定	令和2年2月1日施行
令和3年8月1日改定	令和3年8月1日施行
令和6年8月1日改定	令和6年8月1日施行